

指名競争入札について

R07.04.01 更新

1. 指名競争入札とは

発注機関が参加者をあらかじめ指名し、入札を執行する入札方法です。

2. 対 象

1) 工事・測量・建設コンサルタント等業務

条件付一般競争入札を原則とします。随意契約によるものを除き地方自治法施行令第167条の規定によるものについては指名競争入札の対象とします。災害復旧工事等緊急を要する工事等特殊な工事は発注金額に関わらず対象とする場合があります。

2) 物品購入・その他業務委託

原則、志摩市契約規則第22条に定める随意契約の範囲を超えるものを対象とします。

3. 概 要

1) 入札・契約までの手順

① 入札指名通知

ア 発注機関があらかじめ指名した参加者に、入札指名通知書等を郵送します。

▼ ※ 入札及び開札のおおよそ2週間前に発送します。

② 設計図書（仕様書）及び質疑

ア 設計図書（仕様書）については、原則、入札指名通知書と同封します。同封していない場合は、入札指名通知書に記載の場所で閲覧してください。

イ 設計図書（仕様書）及び同等品申請等に関する質疑は、入札指名通知書に記載のある担当課へ行ってください。

※ 質問及び同等品申請等の回答は、担当課から FAX 等にて行います。

▼ ※ 同等品申請については、全ての案件にあるわけではございません。

③ 入札・開札

ア 開札は、参加者全員の面前において実施します。

イ 入札指名通知書において指定がある場合は、入札書に内訳書を同封したものを入札会において提出してください。

ウ 談合等により公正な入札が執行できないと判断される場合や天災その他止むを得ない事情により入札を延期又は取り止める場合があります。

エ 入札日までに入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届を郵送や FAX、メール又は持参により提出してください。なお、入札を辞退した者はこれを理由に以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。ただし、一度提出し受理された辞退届は撤回できません。

④ 落札決定

ア 入札会において、予定価格（入札書比較価格）の範囲内で最低制限価格（入札書比較価格）以上の入札を行った者のうち最低価格者となったものを落札決定者とします。最低制限価格については、案件ごとに設定の要否が異なります。入札指名通知書にてご確認ください。

イ 入札会において、同順位者が複数存在する場合は、くじ引きにおいて落札者を決定します。

2) 予定価格の取り扱い

予定価格（入札書比較価格）は事後公表とします。

※ 予定価格（入札書比較価格）とは、予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものです。

3) 最低制限価格

最低制限価格については、積算された最低限必要な費用（P）を最低制限価格（入札書比較価格）とします。ただし、全ての案件に設定は行いません。設定の有無は入札指名通知書に記載します。

4) その他

入札の方法、入札無効・失格の決定等入札条件については、入札指名通知書の裏面に記載しています。入札を行う前にはよくお読みください。

4. その他

1) 入札情報について

入札に関するお知らせ及び入札情報については、志摩市ホームページ

（<http://www.city.shima.mie.jp>）及び志摩市役所 5 階掲示板において随時お知らせします。

2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には入札を中止する場合があります。